

独自の世界観

作品スラリ

アートキャンパ2006 開催

1月18日～29日の期間中、障害のある方々が制作した作品の展示会「アートキャンパ2006」素朴の大砲」が開催された。

この作品展は01年以来5年ぶりの開催となる。

会場となった浦添市美術館には県内外から募集、選抜された18人の作品約200点が展示された。どの作品も制作者の独自の世界観が感じられる



美術館内に展示された作品の数々

作品ばかりで、表現方法も、絵画、粘土細工、洋服、ぬいぐるみ、切り絵などに多彩。制作者の喜びや熱意が伝わる作品がそろった。

来場者の女性には「各所にこだわりが感じられる。感動した。」と感想を語った。

主催したのは、県内の養護学校教諭や福祉施設関係者の有志によって結成された「アートキャンパ2006実行委員会」。同委員長の朝妻彰さんは

「佐久田祐一氏(テレビで見たもの)」



「障害者だからというのではなく、純粋に作品や才能を見てほしいと思う」と発起の思いを語る。

5年前の展示会をきっかけに芸術活動の輪が広がったとある。このことで、今後ますます創作や表現をする場が増えてほしい」と期待を語った。

地域で進める権利擁護

推進員研修会を開催

2月1日、2日の両日、県総合福祉センターで「地域福祉権利擁護推進員研修会」が開催された。これは、県社協に設置される県福祉サービス利用支援センターが主催したもので、県内各社協に設置する「地域福祉権利擁護推進員」を対象に各種講義、演習が行われた。

研修会初日には、推進員の役割などについて学んだ後、照屋俊幸弁護士が「権利擁護とは」について講義を行った。高齢者の特質に着目し、加齢や閉鎖性から来る権利侵害の特徵、権利擁護のための諸制度の概要などが紹介された。つづいて、幸地東・県高齢者福祉介護課介護企画班長より、来年度から開始される地域包括支援センターの役割などに



グループワークの様子

ついで講義があった。

研修2日目は、安謝在宅介護支援センターの大兼久知子氏より高齢者虐待の事例について報告があり、虐待問題への対応方法などについて学んだ。つづいて、那覇市健康福祉部の島村聡政策主幹を講師に、「権利擁護に関する相談機能とは」と題して演習を行い、各受講生が活発な意見を交わしながら、相談対応の実態について理解を深めた。

●権利擁護推進員の役割
認知症高齢者の増加や虐待件数の増加など新たな社会情勢を視野に、住民への権利侵害に対する防止策や早期発見、早期対応に向けた権利擁護のシステム作りが求められている。社協ではこれまで総合相談窓口として住民から寄せられる様々な福祉相談に対応してきた。

今後は、社協がこれまで培ってきたノウハウやネットワークを活かしながら、適切な権利擁護が図られるよう、相談助言のほか、専門機関との連携や諸制度の活用が求められる。地域福祉権利擁護推進員はこれらを中心となって行い、地域における住民の権利意識の高揚と福祉向上を図る。

知っておこう！生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金貸付制度は、必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援することを目的としています。貸付対象の世帯は次のとおりです。

- 低所得世帯＝世帯収入が生活保護基準の概ね1.7倍程度以下の世帯
- 高齢者世帯＝日常生活上、介護を要する65歳以上の高齢者が属する世帯
- 障害者世帯＝障害者手帳などの交付を受けている者が属する世帯
- 生活保護世帯＝現在、生活保護を受給している世帯

■貸付条件一覧表(平成18年度)

資 金 種 類			貸付対象			貸 付 条 件			
			低	障	高 保	貸付限度額	返済期間	償還期間	利子
更生資金	生 業 費	・生業を営むのに必要な経費	○	○	○	(低所得世帯) 280万円以内	1年以内★3	7年以内	3%
	技能習得費	・生業を営み、又は就職するために必要な知識・技能を修得するために必要な経費、およびその技術習得期間中の生計を維持するために必要な経費				(障害者世帯) 460万円以内	1.6年以内	9年以内	
福祉資金	福祉費	・結婚、出産及び葬祭に際し必要な経費 ・機能回復訓練等の購入費 ・住居の移転等に際し必要な経費及び給排水電気または暖房を設けるのに必要な経費 ・就職又は技能を習得するための支度費 ・その他、障害費用、年金の掛金等の費用	○	○	○	50万円以内	6月以内★3	8年以内	3%
	障害者等福祉機器購入費	・障害者又は高齢者が日常生活の便宜を図るための福祉用具等の購入等に必要な経費	○	○	120万円以内	6年以内			
	障害者自動車購入費	当該障害者が運転する自動車又は障害者と生計を同一にする者が、専ら当該障害者の日常生活の便宜を図るための自動車購入費	○		200万円以内	10年以内			
	中国残留邦人等国民年金追納費	・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	○	○	○	470.4万円以内			
	住宅資金	・住宅を増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅を譲り受けるのに必要な経費	○	○	○	○	250万円以内	6月以内★3	7年以内
修学資金	修 学 費	・高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な資金	○		○	高校 月35千円以内 高等 月60千円以内 短大 月60千円以内 大学 月65千円以内	卒業後 6月以内	★4のとおり	無利子
	就学支度費	高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費				50万円以内			
療養介護資金	療 養 費	疾病等の療養を行うのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するための費用	○		○	170万円以内 ★2	貸付日から6 6月以内	5年以内	無利子
	介 護 費	介護サービスを受けるのに必要な経費及びその介護サービス受給期間中の生計を維持するために必要な経費							
緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付ける少額の資金		○			5万円以内	2月以内	4月以内	3%
災害援護資金	災害等被災から自立更生するための資金		○		○	150万円以内	1年以内★3	7年以内	3%
離職者支援資金	失業者世帯に対し、生計中心者が再就職するまでの間の生活資金を貸付ける資金		○			月20万円以内 単身月10万円以内	1年以内	7年以内	3%
長期生活支援資金	低所得世帯の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付ける資金				○	・評価額の70%程度 ・月50万円以内	貸付期間★5	死亡など契約終了時	年3%又はプライムレートの低い利率

- ★1 法令において知識・技能を習得する期間が6月以上と定められている場合は、3年の範囲内において6月を超える期間について月額150千円以内
- ★2 療養期間が1年を超え1年6月以内の場合、又は介護サービスを受けるのに必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が1年を超え1年6月以内の場合であって、世帯の自立のために必要と認められるときは、230万円以内
- ★3 災害を受けたことにより、生業費、福祉資金、住宅資金及び災害援護資金を貸付ける場合は、当該災害の状況に応じ、償還期間を2年以内とすることができる
- ★4 当座は資金運用の開始で修学資金の償還期間は、修学期間(貸付月数)の3倍以内とする。ただし、修学費単年度分と支度費の貸付決定をされた場合は、貸付月数の4倍以内とすることができる。
- ★5 借受人の死亡時までの期間又は貸付元金(元金)が貸付限度額に達するまでの期間